

「亀山っ子」市民宣言

1. 「おはよう」「ありがとう」のいえる子
2. きまりや交通ルールを守る子
3. 運動や読書に親しむ子
4. 力を合わせて仕事をする子
5. 人やものを大切にする子
6. 未来に夢を持ち続ける子

自転車のルール違反が 危ない!

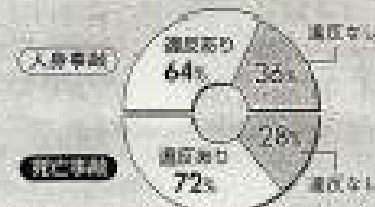


ご存じですか? 自転車事故の大半は「自転車に違反あり」

★一時不停止、信号無視など、ルール違反をしている自転車利用者をよく見かけますが、警察の全国統計によると、自転車事故のうち、自転車に何らかのルール違反が認められる事故が大半を占めており、自転車のルール違反は、周囲の車や歩行者に迷惑をかけるだけでなく、自転車利用者自身の生命にもかかわる大変危険な行為です。

★平成27年6月1日施行の道路交通法一部改正では、所定の違反行為(危険行為)を繰り返した自転車利用者に対する講習(自転車運転者講習)制度が新設されました。これを機に、自転車利用者は、どんな行為がルール違反になるのかを確認し、安全通行に努めましょう。

■自転車利用者の違反の有無別 事故発生状況



※全国警察協会、交通安全協会各分科センターの統計データによる全国、平成20～25年の平均発生件数(自転車と自動車・歩行者の衝突事故)

平成27年6月1日施行 道路交通法一部改正

自転車の悪質違反者に対する講習制度が新設されました

(一財)三重県交通安全協会
 (一社)日本自動車販売協会連合会三重県支部
 (一社)全国軽自動車協会連合会三重事務所
 三重県自転車協同組合・三重県警察

平成27年6月1日施行

「自転車運転者講習」制度

こんなルール違反(危険行為)が 自転車運転者講習の対象です

「危険行為」を反復して行った人に講習受講が命じられます!

■「危険行為」を反復して(3年以内に2回以上)行った自転車利用者は、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

■受講命令に従わないで講習を受けなかった者は処罰されます。 **罰金 5万円以下の罰金**

※講習の対象となる違反行為(危険行為)は、交通切符(赤切符)で検挙されるなど、処罰の対象になったものに限ります。

※講習期間は3時間、講習受講料(標準額)は5,700円。

※ただし、14歳未満の子供もは、処罰の対象にならないため、講習の対象外です。

講習の対象となる主な違反行為(主な「危険行為」)

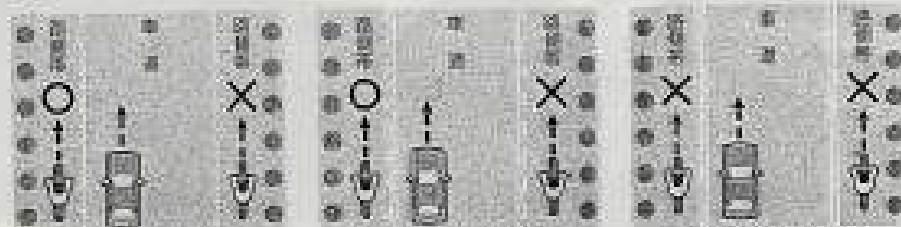
危険行為 1 右側通行(逆走)をするなど、通行場所のルールを守らなかった…

★具体的には、以下の行為が違反になります。 **罰金 3月以下の懲役または5万円以下の罰金**

1 道路(車道)の右側を通行(逆走)



2 道路右側の路側帯、歩行者用路側帯を通行



「実線1本」の路側帯

「実線と破線」の路側帯

「実線2本」の路側帯
(歩行者用路側帯)

※上図×印の路側帯が通行禁止で、○印は通行可能です。

※なお、路側帯は、歩行者の通行場所を確保するために水溝の代わりに設けられているもので、歩道がある道路の車道上の歩道寄りにある白線は、路側帯を示すものではありません。

3 「通行可」を示す標識等がない歩道を通行



※「通行可」を示す標識等がない歩道でも、以下の場合は通行可能です。
①13歳未満または50歳以上の人、体の不自由な人が運転する場合。
②道路工事をしていたり、道幅が狭くて車が多いなど、車道通行が危険な場合。

4 安全地帯や 立入り禁止部分を通行

※安全地帯とは、路首端車の乗降などのために設けられた長状の施設または道路標示で示された部分。

※立入り禁止部分とは、車両の衝突の危険性が高い場所に設けられた、道路標示で示された部分。

「安全地帯」の
道路標示

「立入り禁止部分」の
道路標示

危険行為 2 歩道・路側帯通行中、「歩行者優先」のルールを守らなかった…

★歩道や路側帯の通行ができるケースでも、歩行者の通行を妨げないように **罰金 2万円以下の罰金または料** しなければなりません。具体的には、以下の行為が違反になります。

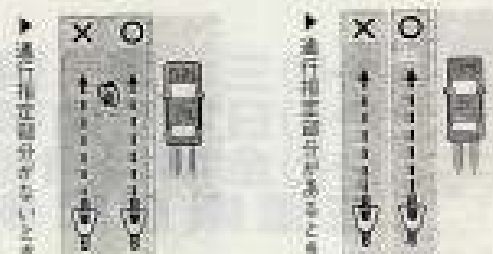
1 徐行しないで歩道を通行した

3 歩道にいる歩行者の通行を妨げそうなときに、一時停止しなかった



4 路側帯で、危険な運転により歩行者の通行を妨げた

2 歩道で、車道寄りの部分(通行指定部分があるときはその部分)を通行しなかった



危険行為 3 「一時停止」の標識がある交差点で一時停止しなかった…

★停止線の手前(停止線がない場合は交差点の手前)で一時停止し、安全を確かめてから進行しなければなりません。

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金(過失10万円以下の罰金)



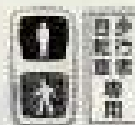
「一時停止」の標識

危険行為 4 信号に従わないで通行した…

★自転車は、車両用の信号に従うのが原則ですが、歩行者・自転車専用信号がある場合はその信号に従い、歩行者用信号がある横断歩道を通行する場合はその信号に従わなければなりません。

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金(過失10万円以下の罰金)

※横断歩道では、歩行者がいやいなや歩行者の通行を妨げるおそれがない場合を除き、自転車を押して渡りましょう。
※自転車のマークと白線で示された部分(自転車横断帯)が交差点にあるときは、そこを通行しなければなりません。



歩行者・自転車専用信号



歩行者用信号

危険行為 5 「通行禁止」の道路を通行した…

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金(過失10万円以下の罰金)

自転車の「通行禁止」を示す道路標識(標識番号により規制対象から自転車を外されている場合を除く)



通行止め 車両通行止め 車両進入禁止 歩行者専用 自転車通行止め 軽車両通行止め



一方通行 自転車一方通行
交差の場合



危険行為 6 シャ断機が閉じた踏切に入った…

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金(過失10万円以下の罰金)

※シャ断機が閉じようとしているとき、警報機が鳴っているときを含みます。

危険行為 8 酒酔い運転をした…

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

※酒酔い運転とは、いわゆる飲酒状態で運転した場合。



危険行為 7 ブレーキがない自転車を運転した…

罰則 5万円以下の罰金(過失同じ)

※ブレーキがない自転車とは、前後にブレーキを備えていないトラック型技術の自転車、いわゆる「ピスト」など。

※ブレーキが法定の安全基準を満たしていない場合を含みます。



危険行為 9 不適切な運転操作をしたり、安全確認をしなかったりした結果、事故などの危険を招いた…(安全運転義務違反)

★携帯電話を使いながら通行する一、傘差し運転をする一、十分な安全確認をしないで通行するなどして、適切な運転操作や安全確認等を怠った結果、交通の危険(交通事故など)を招いた場合、安全運転義務違反が適用されることがあります。

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金(過失10万円以下の罰金)

※運転中の携帯電話の使用や傘差し運転などは、大多数の道路交通(公安委員会規則)で禁止されており、事故などの危険が生じなくても処罰の対象になります。ただし、講習受講の対象にはなりません。



その他の「危険行為」(概要)

- 交差点右折時に直進車・左折車の進行を妨害した…
- 優先道路等の通行車を妨害した…
- 信号がない交差点で、左方からくる車を妨害した…
- 環状交差点内の通行車を妨害した…
- 交差点・環状交差点での安全確認・安全進行の義務を怠った…
- 歩行者用道路通行中に徐行義務を怠った…(通行禁止の対象から自転車が外されている場合)

こんな行為もルール違反、処罰の対象です

■以下の行為は、自転車運転者講習の対象になるルール違反ではありませんが、危険な行為として道路交通法で禁止されており、処罰の対象です。

二人乗り



●罰 2万円以下の罰金または料料
(道路交通法公安委員会規則が適用された場合)

※16歳以上の人が幼児用の座席に幼児一人を乗せている場合などは、「二人乗り」にはなりません。

並進

●罰 2万円以下の罰金または料料

※「並進可」の標識(右)がある道路では、2台までは並んで進行することができます。



無灯火

●罰 5万円以下の罰金(過失同じ)

●ドライバーに見落とされぬために、反射器材もできるだけ多く取りつけましょう。



加害事故の代償は、こんなに重い!

1 歩行者との事故の損害賠償例

★ペットボトルを片手にスピードを落とさず坂を下って交差点に進入し、横断歩道を横断中の歩行者に衝突して死亡させた。



損害賠償額 約6,800万円

(2003年9月・T地方裁判所判決)

2 自転車との事故の損害賠償例

★自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断し、対向車線の自転車に衝突して、相手に重大な後遺障害を負わせた。



損害賠償額 約9,300万円

(2003年6月・T地方裁判所判決)

まさかの事故に備え、保険に加入しましょう!

① TSマーク付帯保険

■自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、それを証明するTSマークを自転車に張ってもらうと、事故時に自分がけがをした場合に対処できる傷害保険や、歩行者や自転車利用者にけがをさせた場合などに対処できる賠償責任保険がつけます。

※TSマーク付帯保険の有効期間は点検日から1年間です。年に1回、定期的には検を受けて、保険の更新をしましょう。
※左下の表の内容は平成26年10月1日以後に加入した場合、それよりも前に加入した第二種TSマーク付帯保険は、その内容が一部異なります。



第一種TSマーク
(黄マーク)



第二種TSマーク
(青マーク)

区分	傷害保険		賠償責任補償	被害者労務金
	入庫15日以上	死亡、重度障害	死亡、重度障害	入庫15日以上
第一種TSマーク	一律1万円	一律30万円	賠償額1,000万円	—
第二種TSマーク	一律10万円	一律100万円	賠償額5,000万円	一律10万円

② 自転車保険(個人賠償責任保険等)

■「TSマーク付帯保険」の補償限度額ではカバーできない加害事故に備えるため、損害保険会社等が取り扱っている自転車保険(個人賠償責任保険等)に加入することも検討しましょう。

※マイカーを持っていて任意の自動車保険に加入している場合は、自分や家族が自転車で事故を起こした際の賠償にも対応できる「他人賠償責任特約」をつけられることが多いので、損害保険会社等に確認ください。